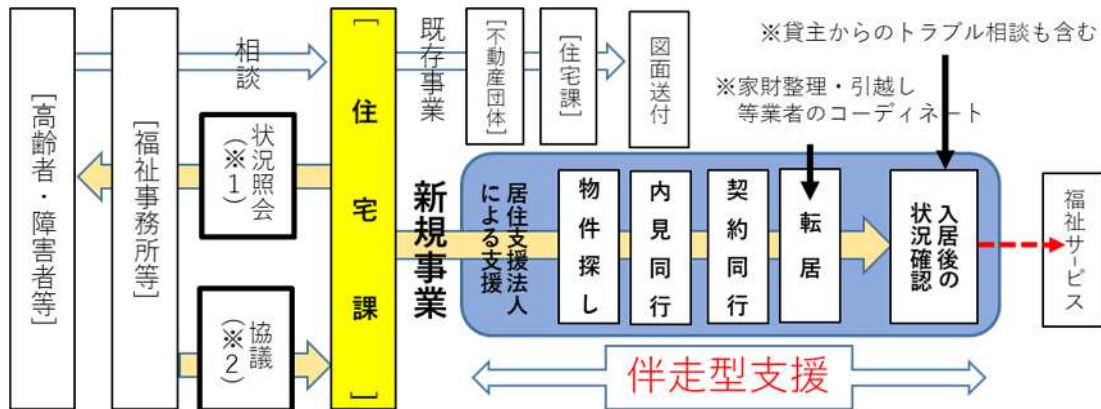


伴走型支援の実施について

1 伴走型支援の実施内容



原則として、住宅課が既存事業への申込情報に基づき対象者の選定を行う。( 1 )  
ただし、相談内容に応じて福祉事務所等が住宅課に協議することができる。( 2 )

2 伴走型支援の対象者

以下の( 1 )および( 2 )の要件を満たす世帯

( 1 ) 次のいずれかに該当し、既存事業やその他の手段では住まいの確保が困難であること

高齢で立ち退きを迫られている世帯

障害者または障害者のいる世帯

その他住宅課が必要と認める高齢者世帯・ひとり親家庭

の考え方 心身状況や生活能力から、自ら不動産店において物件探しを行うことが困難である世帯

( 2 ) 本人が伴走型支援を希望しており、そのことを住宅課が確認していること

3 委託事業者

共同企業体ささえるテップル

4 現況

資料2( 3 類型別実績 )で示した伴走型支援を実施した8人の状況( 7月12日時点 )は下表のとおり

	高齢者	高齢 + 障害	障害者	計
世帯数	4	1	3	8世帯
転居済み・成約済み	2	0	0	2件
物件調査継続中	2	1	3	6件

障害状況：身体障害0件、精神障害4件、知的障害0件